

国地契第78号
国官技第129号
国営計第82号
平成17年9月30日

平成25年3月26日 一部改正 国地契第110号
国官技第297号
国営計第123号

各地方整備局

総務部長 殿
企画部長 殿
営繕部長 殿

国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて（通知）

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）については、平成17年8月26日付け国地契第48号、国官技第105号、国営計第64号をもって通知したところである。

今般、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。以下同じ。）について、法及び基本方針に基づき品質確保を図っていく上でのガイドラインを別添のとおり作成したので、貴職におかれては、本ガイドラインを参照しつつ、法及び基本方針の趣旨にかんがみ、基本方針に定める事項が適切に措置できるよう努められたい。

国土交通省直轄工事における 品質確保促進ガイドライン

平成17年9月

(一部改正 平成25年3月)

国土交通省
大臣官房地方課
大臣官房技術調査課
大臣官房官庁営繕部計画課

はじめに

今般、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第8条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が定められ、平成17年8月26日に閣議決定されたところである。

本ガイドラインは、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。以下同じ。）について、法及び基本方針に基づき品質確保を図っていく上でのガイドラインを示したものである。

各地方整備局においては、本ガイドラインを参照しつつ、法及び基本方針の趣旨にかんがみ、基本方針に定める事項が適切に措置できるよう努められたい。

また、総合評価落札方式に関しては、本ガイドラインのほか、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」（平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号）の別添「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（以下「総合評価ガイドライン」という。）も併せて参照されたい。

おって、本ガイドラインについては、必要な改訂を行う際に、「工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項」（基本方針第2の5）、「調査・設計の品質確保に関する事項」（基本方針第2の7）等に関する事項を追加する。

なお、基本方針第2の9では、「各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。」とされているところであり、地方公共団体、他省庁等との、より一層緊密な協力体制の下、情報交換を行うなど連携を図り各種施策の実施を推進していくこととされたい。

目 次

1	工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用	1
1-1	技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ	1
1-2	入札方式の選定	3
1-3	契約図書を作成	4
2	技術的能力の審査の実施	7
2-1	有資格業者名簿の作成に際しての資格審査	7
2-2	個別工事に際しての技術審査	8
3	企業・技術者の能力等及び技術提案の審査・評価の実施	10
4	中立かつ公正な審査・評価の確保	11
5	発注関係事務の環境整備（データベースの活用）	12
6	国土交通省による発注者の支援	13

1 工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用

1-1 技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ

公共工事における技術的能力の審査及び技術提案の審査・評価については、総合評価ガイドライン2-1-2図2-1を参照して行う。

①有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

定期に又は随時に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格業者名簿を作成するが、国土交通省直轄工事においては、資格審査に際しては、経営事項評価（共通）点数に加え、工事成績等による技術評価（特別）点数を適切に評価しているところである。

②個別工事に際しての技術審査

個別工事の発注に当たり、工事实績情報サービス（5において「CORINS」という。）や工事成績等のデータベースを活用し、当該工事に関する建設業者及び配置予定技術者の施工能力の確認を行うとともに、施工計画又は技術提案の適切性等について審査を行う。また、必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行う。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該業者の入札参加を認めない。

③総合評価落札方式における企業・技術者の能力等及び技術提案の審査・評価

総合評価落札方式は、

イ 工事価格にライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事

ロ 工事価格の差異に比して、工事目的物の性能・機能に相当程度の差異が生じると認められる工事

ハ 工事価格の差異に比して対策（環境の維持等）の達成度に相当程度の差異が生じると認められる工事

に適用されるものであるが、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価落札方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において総合評価落札方式を適用することを基本とし、企業・技術者の能力等及び技術提案の審査・評価を行う。総合評価落札方式の適用に当たっては、工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、技術提案評価型又は施工能力評価型のいずれかの方式を選択する。

なお、総合評価落札方式のタイプ選定については、総合評価ガイドライン2-1を参照して実施するものとする。

④総合評価

前項③の企業・技術者の能力等及び技術提案の評価結果に基づき、価格との総合評価を行う。

⑤工事成績評定

工事の施工状況や目的物の品質、工事の技術的難易度、VE提案等を踏まえ、当該工事の工事成績評定を行う。評定結果は、受注者に通知するとともに発注者のデータベースに登録し、以降の工事発注における有資格業者名簿の作成時や個別工事に際しての技術審査時等に活用する。

1-2 入札方式の選定

基本方針第2の1においては、入札及び契約の方法の選択を適切に実施しなければならないと定められている。

一般競争入札方式は、競争入札に付する工事の概要や競争参加資格等を公告し、入札参加のための条件を満たす者により競争を行う方式である。

一般競争入札方式のメリットは、①手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が小さいこと、②手続の透明性が高く、第三者による監視が容易であること、③入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く、競争性が高いこととされているが、無制限の一般競争方式による場合には、誰でもが競争に参加できるため、施工能力の乏しい者が落札し、公共工事の品質の低下や工期の遅れ等をもたらすおそれがある。このため、国土交通省直轄工事においては、建設業者の施工能力や技術力の審査を適切に行うこととしている。

このような観点を踏まえ、国土交通省においては、競争参加に必要な条件を詳細に設定するとともに、落札者の決定方式を原則として総合評価方式によることとした上で、従来の指名競争入札方式をより競争性の高い一般競争入札方式に変更することを基本としてその適用範囲を大幅に拡大するとともに、一般競争入札方式によることが困難な場合においても、有資格業者名簿登録時に企業から提出された希望を踏まえて企業を選定し、技術資料の提出を求めた上で、競争参加の条件を満たす者はすべて競争に参加可能とする「工事希望型競争入札方式」によることを原則とし、入札手続における競争性、透明性の大幅な向上を図ることとしている。

なお、指名競争入札方式は、発注者が有資格業者名簿の中から発注工事の等級、技術的適性、地理的条件等の指名基準を満たしている者を選定（指名）した上で、選定された者により競争を行う方式である。

工事の規模や内容により、一般競争入札方式では不良不適格業者の排除の措置に限界がある場合には、①信頼できる建設業者の選定、②入札・契約に係る事務の簡素化、③良質な施工に対するインセンティブの付与等のメリットがあるとされている。上記の「工事希望型競争入札方式」もこの指名競争入札方式に該当するものであるが、その適用に当たっては、透明性、競争性の確保に十分留意する必要がある。

1-3 契約図書の作成

(1) 契約図書の作成

基本方針第2の1においては、仕様書、設計書等の契約図書の作成は適切に実施しなければならないとされている。

契約図書は、契約書及び設計図書（図面、仕様書（特記仕様書・共通仕様書）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）をいい（工事請負契約書第1条第1項）、特に、図面、特記仕様書等については、工事の内容に応じて大きく異なることから、適切に作成する必要がある。

なお、工事は、現地屋外での施工が多いことから、工事現場の数々の制約条件（施工条件）を受けて実施されるが、工事施工の円滑化を図るためには、これらの施工条件を契約上明らかにしておくことが重要である。

このため、個々の工事の施工条件について事前に調査を行い、必要な事項を特記仕様書、現場説明書又は図面にて明示する。明示項目及び明示事項（案）は表1-1を参考とする。

なお、契約後、施工条件に変更がある場合には、設計変更を行うものとする。

表1-1 明示項目及び明示事項(案)

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3 当該工事に関し関係機関等と協議が成立していない事項がある場合は、当該協議の未成立により制約を受ける内容、当該協議事項及び当該協議の成立見込み時期 4 関係機関、地方公共団体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等

表 1 - 1 明示項目及び明示事項(案) (続き)

明示項目	明 示 事 項
安全対策 関係	1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事中 道路関係	1 一般道路を搬入路として使用する場合 (1)工事中資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2)搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2 仮道路を設置する場合 (1)仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2)仮道路の工事中終了後の処置(存置又は撤去) (3)仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備 関係	1 仮土留、仮橋、足場等の仮設備を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法 3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産 物関係	1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事中支障 物件等	1 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事中支障物が存在する場合は、その支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事中方法、防護等 2 地上、地下等の占用物件工事中と重複して施工する場合は、その工事中内容及び期間等
薬液注入 関係	1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1 工事中資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2 工事中現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6 工事中電力等を指定する場合は、その内容 7 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

※ 「条件明示について」(平成14年3月28日付け国官技第369号)別紙を一部変更。

(2) 知的財産としての技術提案の取扱い

競争に参加する者から技術提案を求める場合、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案を採用することのないようにすること等その取扱いに留意するものとする。

具体的には、提案内容の保護に関する事項を入札説明書、技術資料作成要領等に明示する。

〔入札説明書における記載例〕

技術提案については、その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでないこと。

※「一般競争入札方式における入札時VE方式の試行について」(平成10年2月18日付け建設省厚契発第9号、建設省技調発第36号、建設省営計発第15号)より転記。

〔技術資料作成要領における記載例〕

発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

(3) 履行確保措置等

総合評価落札方式で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、例えば、次に掲げるように、入札説明書又は技術提案の提出要請書において明らかにする。

〔入札説明書における記載例〕

() 評価内容の担保

工事の検査において、落札者の提示した性能等の内容を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、当該性能等についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続する。ただし、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う。

併せて、以下により工事成績評点を減ずる措置を行う。

① □□□の提案に係わる具体的な施工計画

技術提案の内容どおり実施できなかった場合は○点減点する。

② □□□

技術提案の提案値を満たさない場合は○○につき○点を減点する。

2 技術的能力の審査の実施

技術的能力の審査は、①有資格業者名簿の作成時及び②個別の工事に際して競争参加者選定の2つの段階で実施する（基本方針第2の2）。

2-1 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

定期に又は随時に、競争に参加しようとする者が競争に参加するために必要な資格を有するかどうかを審査し、有資格業者名簿を作成する。

国土交通省直轄工事の場合、資格審査に当たっては、経営事項評価（共通）点数に、工事成績による技術評価（特別）点数を加えて評価しており、21の工事種別ごとに（一定の工事種別については等級区分を付して）行っているところである。

国土交通省では、21の工事の種類（工事種別）ごと及び工事の規模に応じた等級ごとに有資格業者名簿を作成している（「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号。以下2-1において「選定要領」という。）。以下に、工事種別が一般土木及び建築の等級区分を示す。

工事種別：一般土木、建築

工事の規模（予定価格）	等級
7億2千万円以上	A等級
3億円以上、7億2千万円未満	B等級
6千万円以上、3億円未満	C等級
6千万円未満	D等級

なお、等級区分の数は工事種別や地方整備局ごとに異なるものがある。

今後、品質確保の観点から合理的に説明できる場合には、防災活動、品質管理・環境マネジメントシステム、技術者継続教育、障害者雇用の取組等の「建設業者の社会的責任に係る評価項目」についても審査項目とすることが考えられる。

国土交通省では、一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格審査は、2年に1回定期の審査を行うほか、随時に行っている（選定要領第4の2）。

また、資格認定に伴う総合点数は、次のように算定される。

「総合点数＝①経営事項評価（共通）点数＋②技術評価（特別）点数」

①経営事項評価（共通）点数

経営事項審査のデータを活用して、「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号。以下「算定要領」という。）第3又は第3の2に基づき経営事項評価点数を算定する。

②技術評価（特別）点数

過去4年間の直轄の工事種別ごとの工事实績等から、算定要領第4に基づき技術評価（特別）点数を算定する。

2-2 個別工事に際しての技術審査

(1) 基本的考え方

個別の工事に際し、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種工事の施工実績、施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めない（指名競争入札においては非指名とする）。

表2-1 個別工事に際しての技術的能力の審査項目の例（政府調達対象工事を除く）

技術審査項目		
不誠実な行為の有無		
経営状況		
工事成績	工事成績	過去2年間の工事成績評定点の平均点
	優良工事表彰	過去2年間の優良工事表彰
手持ち工事の状況	手持工事量比率（X: 当該年度受注額÷過去5年間平均受注額）	
技術的適性	施工計画 (※1)	工程管理に係わる技術的所見
		材料の品質管理に係わる技術的所見
		施工上の課題に対する技術的所見
		施工上配慮すべき事項
	企業の施工能力	過去15年間の同種工事の施工実績(※2)
	配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績(※2)
		過去2年間の工事成績評定点の平均点
		指定された資格の保有年数
技術者の専任性		
		過去2年間の技術者表彰
安全管理の状況	事故等による安全対策評価	
	安全対策表彰（過去2年間）	
労働福祉の状況		
その他 ・工事を確実に実施するための措置	地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地
		過去15年間の近隣地域内工事の実績

※1 施工計画については、少なくともいずれか一つの項目を審査する。

※2 一定の工事成績評点に満たない実績は認めない。

(2) 配置予定技術者に対するヒアリング

技術的能力の審査を行うに当たり、必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。その場合、例えば以下の項目について確認する。ヒアリング結果については適宜、技術提案の評価段階においても活用することができる。

- ・配置予定技術者の経歴・資格
- ・同種工事の施工実績の有無
- ・同種工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意・工夫した点

- ・当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・当該工事に関する質問の有無 等

（３）同種工事の施工実績等の要件の設定の考え方

過去の同種工事の施工実績等の要件を付す場合は、必要な程度を超えて厳しい条件を設定して競争参加者を限定することのないよう、個別の工事の特性（工事の目的、種別、規模・構造等の条件、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等）に応じ、技術的観点から真に必要な条件を具体的に設定するものとする。

3 企業・技術者の能力等及び技術提案の審査・評価の実施

基本方針第2の3に規定する技術提案の審査・評価の実施に関しては、総合評価ガイドライン2. から5. までを参照して実施するものとする。

4 中立かつ公正な審査・評価の確保

基本方針第2の4に規定する中立かつ公正な審査・評価の確保に関しては、総合評価ガイドライン4-1、4-3及び4-4を参照して実施するものとする。

5 発注関係事務の環境整備（データベースの活用）

新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用する。

データベースとしては、一般財団法人日本建設情報総合センター及び一般財団法人建設業技術者センターが運営している発注者支援データベース・システム*等を活用し審査及び評価の効率化を図るものとする。

なお、工事成績評定の活用については、評定点合計のみではなく、必要に応じて施工管理や安全対策、品質等の項目別の評定点を活用できるように検討を行う。

* 監理技術者及び主任技術者、建設業許可、経営事項審査、CORINSに関するデータベース

〔国土交通省におけるデータベースの活用〕

国土交通省において整備しているデータベースを以下に示すが、利用者が地方整備局内に限定されているデータベースや国土交通省内に限定されているデータベースがあることから、地方整備局間や地方公共団体等とのデータベースの共有を図り、一層の効率化・適正化を図ることとしている。

	発注者内データベース					発注者支援データベース
	有資格業者	契約情報	工事成績	表彰実績	技術者	
①競争参加資格審査	○	☆	☆			☆
②技術審査・評価 (個別工事)	地域内の本店・支店・営業所	☆				
	主任・監理技術者の専任性					☆
	同種・類似工事の施工実績(企業)					☆
	同種・類似工事の施工経験(技術者)					
	近隣地域での施工実績		☆			☆
	工事成績(企業)			☆		
	工事成績(技術者)			☆		☆
	技術者の資格					
	工事表彰等				☆	
	地域内の本店・支店営業所	☆				
手持ち工事量		☆				
③契約		○			○	○
④施工	工事成績評定		○			
	表彰				○	

○：データベースへのデータ登録

☆：データベースのデータ活用

6 国土交通省による発注者の支援

基本方針第2の8(1)においては、各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとされ、工事の内容が高度であるために発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任の下、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとされており、このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めることとされている。

- イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国等が実施する研修への職員の受入れを行う。
- ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。
- ハ 発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関して協力する。
- ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

また、基本方針第2の9においては、各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとすることとされている。

これらを踏まえ、各入札・契約過程における発注関係事務を適切に実施することが困難である発注者からの要請に応じ、国土交通省が支援策として協力を行うことが考えられる事項を以下に示す。

- ① 発注準備
 - ・ 設計図書を作成に関する事項
 - ・ 数量・積算に関する事項
 - ・ 入札・契約方式選定に関する事項
 - ・ 契約事務手続に関する事項
- ② 入札・契約
 - ・ 技術審査（審査基準、審査方法）に関する事項
 - ・ 総合評価方法（評価項目・評価基準等）に関する事項
 - ・ 学識経験者からの意見聴取方法に関する事項（総合評価方式の場合）
 - ・ 落札者決定（技術提案の審査、総合評価）に関する事項
- ③ 監督・検査
 - ・ 監督・検査に関する事項
 - ・ 工事成績評定に関する事項

④ その他

- 各種基準類・要領に関する事項
- 発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する事項
- 講習会・研修に関する事項
- 必要な情報の収集及び提供

なお、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力を要請された場合（基本方針第2の8（1）ハ）における基本方針第2の8（2）の公益法人が所管の公益法人である場合には、必要な情報提供を行う。